



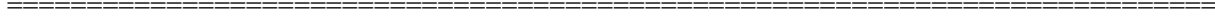
FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第 658 号(一部抜粋)



平成 28 年 11 月 24 日



◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

◆ 飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインについて ◆



飼料に有害物質が混入したり、病原微生物に汚染されたりすると、家畜の健康被害が発生して畜産物の生産が阻害されたり、人の健康を損なう有害畜産物が生産されるおそれがあります。

GMP ガイドラインは、昨年 6 月、飼料の使用に起因する家畜の健康被害の発生等を防止する見地から、農林水産省が飼料等を取り扱う全ての事業者に向けて、輸入、製造、販売、輸送、保管等の各段階において取り組むべき安全管理の基本的な事項を指針として示したものです。

本年 4 月には GMP ガイドラインが改正され、FAMIC が GMP に適合していることを確認する制度が導入され、この確認手続きが 6 月からスタートしました。

この制度の対象となるのは飼料または飼料添加物を製造または輸入する事業者で、申請に応じて FAMIC が現地検査を実施し、手順書等の整備状況や管理体制の確認を行い、その結果から GMP ガイドラインへの適合状況を判定し、適合している場合に確認証を発行するというものです。この手続は任意の制度であり、確認を受けるか否かは個々の事業場の判断に委ねられていますが、これまでに 6 事業場の GMP 適合を確認しています。

ご興味のある事業者の方は、FAMIC 担当窓口にご相談下さい。

(参考)

◆ 飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドライン

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/27_1853.html

◆ GMP 適合確認手続

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_togogmp.html

◆ GMP 適合確認事業場一覧

<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/gmp/sub6-1.html>